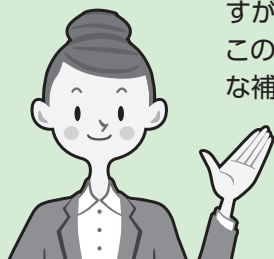


経営バイタル
の強化書 KEIET VITAL

申請期限に気をつけて!
12月の売上判定には要注意

いつまで申請できるの 持続化給付金、家賃支援給付金

コロナウイルスの蔓延が収まらず、3密を回避し、新しい生活様式での日常生活を余儀なくされていますが、業種によっては売上回復が困難で、先行きの見通しが難しくなっています。このような状況ではキャッシュフローの確保が重要となります。先に費用負担が必要な補助金とは異なり、給付金は、給付対象であり申請手続きに誤りがなければ費用負担がほとんどなしでキャッシュフローの改善につながります。



給付対象になっていれば、忘れずに申請しましょう!



1 持続化給付金

持続化給付金は、2020年12月までを対象としており、2021年1月15日(金)まで申請ができます*1。確定申告書の控え等の必要書類が複数ありますので、申請準備は早めに行うことが必要です。

申請内容に不備等が無ければ、通常2週間程度で事務局名義にて申請された銀行口座に振込が行われています。不備等があった場合には、事務局から追加対応依頼のメールが届き、修正依頼が行われます。

修正対応は申請を行った専用のウェブサイト上でを行い、不備が解消され、確認が終了した際には、事務局より振込手続き完了のメール連絡が届き、指定口座への振込が行われ、給付通知が郵送で届きます。給付通知の到着前に振込が行われる場合もあることが多いので、申請した指定口座の入金確認をしておくといいでしょう。

持続化給付金の申請は、専用のウェブサイトからのみの受付で郵送対応はしておらず、申請に必要な添付書類も写真やスキャンを行って、専用のウェブサイトから申請することになりますので、この点には注意が必要です。

また、申請内容の確認・修正のため、8月31日以前と9月1日以降の申請とでは申請サイトが別々になっていますので、これから申請を行う場合は「2020年9月1日以降に申請の方はこちら」から申請を行うようにしてください。

法人の給付対象者は、下記の要件を満たす場合となりますので、再度確認しておきましょう。

- ① **2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たすこと**
 - ①-1. 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
 - ①-2. 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
- ② **2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること**
- ③ **2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること***2

添付ファイルを含めて申請した書類に不備がある場合、不備が解消されるまでは給付が行われず、不備事項解消までの期限もあるため、不備事項については「申請における「よくある不備」について」で確認すると良いでしょう*3,*4。

なお、持続化給付金は法人以外の個人事業者等でも申請することが可能です*5。

最近、持続化給付金の不正受給について報道されていますが、不正受給をした場合、受給金額の返還に加え、刑事告発されることもありますので、不正受給とならないように慎重に対応することが重要です*6。また、誤って受給してしまった場合、速やかに返還するように専用のコールセンターも設置されています*7。

2 家賃支援給付金



家賃支援給付金は、2020年5月から2020年12月までの売上減少を対象としており、2021年1月15日(金)まで申請ができます*8。家賃支援給付金は契約書のコピーや支払実績等、持続化給付金に比べて、申請に必要な書類が多く、不備とされることも多いため、十分な時間的余裕をとって申請準備をしましょう*1。

家賃支援給付金の申請も専用のウェブサイトからのみの受付で郵送対応はしておらず、申請に必要な添付書類も写真やスキャンを行って、専用のウェブサイトから申請することになりますので、この点には注意が必要です。

申請が完了すると「申請が完了しました」というメッセージが表示され、「申請内容の確認を開始いたしました」というメールが届きます。一時保存の状態では申請が完了していないので、注意するようにしてください。

申請内容に不備等が無ければ、通常1か月程度で事務局名義にて申請された銀行口座に振込が行われています。不備等があった場合には、事務局から「【重要】申請内容をご確認ください」「【重要】手続き完了に向けた対応のお願い」という追加対応依頼のメールが届き、修正依頼が行われます。

家賃支援給付金は持続化給付金よりも契約書や支払実績等、提出・確認する書類が多いため、持続化給付金に比べて不備事項の修正回数や給付までの期間が長くなっています。

修正対応は申請を行った専用のウェブサイト上でいき、不備が解消され、確認が終了した際には、事務局より振込手続き完了のメール連絡が届き、指定口座への振込が行われ、給付通知が郵送で届きます。給付通知の到着前に振込が行われる場合もあることが多いので、申請した指定口座の入金確認をしておくとい良いでしょう。

なお、事務局から連絡があった不備の修正(再申請)は申請期限以降も可能となっています。

法人の給付対象者は、下記の要件を満たす場合となりますので、再度確認しておきましょう。

① 2020年4月1日時点で、次のいずれかにあてはまる法人であること。

- ①-1. 資本金の額または出資の総額が、10億円未満であること。
- ①-2. 資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

② 2019年12月31日以前から事業収入(以下、売上という。)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

③ 2020年5月から2020年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のいずれかにあてはまること。

- ③-1. いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている
- ③-2. 連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減っている

④ 他人の土地・建物をご自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益(物を直接に利活用して利益・利便を得ること)をしていること、賃料の支払を行っていること*9。

家賃支援給付金は持続化給付金に比べ賃貸契約・支払実績に関する書類等が多いこともあり、修正が必要な不備事項についても専用ウェブサイトにて「よくある不備」として詳細な解説がされていますので、申請後修正を求められた場合は確認することをお勧めします*10。

なお、東京都に本店がある場合等、一定の要件を満たした場合で、家賃支援給付金の給付通知を受けている場合は、別途東京都の家賃支援給付金を受給することもでき、こちらの申請は郵送でも受け付けており、申請期限は2021年2月15日(月)までとなっています*11。

*1 <https://jizokuka-kyufu.go.jp/news/20201208.html> / *2 <https://jizokuka-kyufu.go.jp/overview/index.html#tab-houjin>

*3 <https://jizokuka-kyufu.go.jp/inadequacy/index.html> / *4 <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

*5 <https://jizokuka-kyufu.go.jp/overview/index.html#tab-kojin> / *6 https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jizokuka-kyufukin_fusei.pdf

*7 https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jizokuka-kyufukin_henkan.pdf / *8 https://yachin-shien.go.jp/news/20201208_01/index.html

*9 <https://yachin-shien.go.jp/overview/requirements/index.html> / *10 <https://yachin-shien.go.jp/flow/deficiency/index.html>

*11 <https://tokyoyachin.metro.tokyo.lg.jp/>